

平成31年1月

定例総会議事録

松本市農業委員会

1 日 時 平成31年1月31日（木）午後1時30分から午後5時15分

2 場 所 大会議室（松本市役所 本庁舎別棟3階）

3 出席委員

(1) 農業委員 26人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	岩垂 治
11番	窪田 英明	12番	塩原 忠
13番	田中 悦郎	14番	柳澤 元吉
15番	長谷川直史	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	前田 隆之
19番	橋本 実嗣	20番	古沢 明子
21番	波多腰哲郎	22番	三村 晴夫
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎	26番	堀口 崇

(2) 推進委員 14人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推5番	太田 辰男	推7番	村沢 由夫
推8番	上條 博志	推9番	田中 武彦
推10番	中平 茂	推11番	上條 一利
推12番	堀内 俊男	推13番	上條 信
推14番	丸山 寛実	推15番	波田野裕男
推16番	波場 秀樹	推18番	中澤 一海

4 欠席委員

(1) 農業委員 0人

(2) 推進委員 4人

推3番	大澤 好市	推4番	竹内 益貴
推6番	赤羽 武史	推17番	森田 大樹

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第172号～第174号）
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件……………（議案第175号、第176号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第177号、第178号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第179号、第180号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第181号～第185号）

カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件（議案第186号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

ア 平成30年農地賃貸借料に関する情報提供について（議案第187号）

(2) 協議事項

- ア 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について
- イ 平成30年度利用意向調査結果に基づく対応について

(3) 報告事項

- ア 平成30年度農地所有適格法人の要件等確認結果について
- イ 平成31年度農業委員会の行事予定について
- ウ 農地利用最適化交付金の活用に向けた検討について
- エ 平成30年度農業活性化推進研究会の開催について
- オ 松本地域営農リーダー育成塾（松本新興塾）第11期について
- カ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8 農業委員会系統組織による農業情勢研修等

9 出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
	〃	局長補佐	板花 賢治
	〃	局長補佐	小西 えみ
	〃	担当係長	齋藤 信幸
	〃	主 査	大内 直樹
	〃	主 査	高橋千恵子
	〃	主 査	中野 雅年
	〃	技 師	阪本 考司
	〃	主 事	青柳 和幸
	農 政 課	主 事	川嶋 遥
	西部農林課	主 査	上條 裕之
	全国農業会議所	新聞業務部長	大出 丈夫
	長野県農業会議専務理事兼事務局長		小林 文彦

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 16番 河野 徹 委員

17番 濱 博 委員

〔書記〕板花局長補佐、齋藤係長

14 会議の概要

議長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から審議を進めてまいります。

初めに、議案第172号 農用地利用集積計画の決定の件について上程をいたします。

最初に議案に掲載されている新規就農者について、事務局から説明をいたしまして、その後、農政課から議案内容について説明をしていただきます。それでは、事務局からお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

お世話になります。農業委員会事務局の青柳です。

今月の議案に載っております新規就農者につきまして、私から説明をさせていただきます。

それでは、議案の17ページをごらんください。

今月の議案の新規就農者ですけれども、お二方いらっしゃいますので、それぞれご紹介させていただきます。

それでは、整理番号1番、〇〇〇〇様になります。〇〇様ですけれども、ご住所、農地ともに波田地区で、2筆、7, 323平米を借りるご予定ということでお話をいただいております。就農目的につきましては、農産物の出荷等を行う営農で、栽培品目につきましては水稻を予定してございます。出荷先につきましては、JA及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に出荷をご予定しております。年間で80万円の売り上げを見込んでおります。それから、農業技術及び経験の関係ですけれども、農業高校に3年、それから専門学校に2年通学しまして、その後、農業法人で3年農業経験をされております。また、酪農実習につきましても1年間経験されているということで、農業に触れている期間はかなり長い方になりますので、お願いいたします。

追加の事項としまして、通作の距離ですが、1キロメートル、車での移動ということでお話をいただいております。また、出荷先にありました〇〇〇〇〇〇〇〇からトラクター、運搬用トラックを借用しまして、営農に利用するというお話をしていただいております。また、農地の規模につきましては、現状の維持を予定しております。

議案につきましては、2ページの55番、こちらの2筆分の利用権設定になりますので、ご確認いただければと思います。

それから、新規就農届へ署名していただいた委員につきましては、波田地区の波多腰農業委員、中川推進委員にそれぞれご署名をちょうだいしておりますので、あわせてご報告させていただきます。

続きまして17ページ、整理番号2番、〇〇〇〇様になります。〇〇様ですが、ご住所は山形村になりまして、今回取得する農地につきましては和田地区になりますので、よろしくお願ひします。取得面積等につきましては、1筆、991平米を借り入れ予定、就農の目的につきましては、農産物の出荷等を行う営農ということでお話をいただいております。また、栽培予定品目につきましては長芋、出荷先につきましては、JAになりまして、年間の販売額は山形村の分も含めまして、年間850万円の売り上げを見込んでいるということでお話をいただいております。

また、こちらの方ですが、17ページにございますとおり、既に山形村で長い期間営農をされている方になりまして、今回松本市で初めて権利設定をするため、新規就農届を確認のためにご提出いただいたという形になりますので、よろしくお願ひいたします。

通作距離につきましては4キロ、車での移動となりまして、トラクターや動力噴霧器等、一通りの農業機具はご自身で保有しているということでお話をいただいております。

また、松本市における規模につきましては、拡大せずに維持をするということでお話をいただいております。

議案につきましては、4ページの22番、こちらの1筆分が該当となりますので、よろしくお願ひします。

また、こちらの新規就農届への署名に関しましては、和田地区の長谷川農業委員及び上條推進委員からそれぞれちょうだいしておりますので、ご報告させていただきます。

では、新規就農者の説明につきましては以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして、地元の委員から補足がありましたらお願ひいたします。

波多腰委員、長谷川委員、どうですか。

波多腰農業委員

波田の〇〇さんですが、跡取りの息子さんになります。ですので、大丈夫だと思います。

議 長

長谷川委員さん、どうでしょうか。

長谷川農業委員

〇〇さんですけれども、ベテランの方で問題はないと思います。

議 長

ありがとうございました。

地元の委員さんから補足説明をいただきました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願ひいたします。

5万7,160平米。

合計、筆数358筆、貸し付け211人、借り入れ104人、面積60万1,044平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積ですが、筆数135筆、面積26万3,153平米、集積率は60.33%となっております。

議案第172号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして農業委員、それからまた推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
以降議案の採決におきましては、農業委員を対象に伺います。
議案第172号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第173号 農用地利用集積計画の決定の件について上
程いたしますが、本件は委員にかかわる案件になりますので、農業委員会
法第31条の規定によりまして、上條信太郎委員には退室をお願いいたし
ます。

(上條(信) 農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
川嶋主事。

川嶋(農政課) 引き続きよろしくをお願いいたします。
資料のほうは12ページをごらんください。
着座にて説明させていただきます。
農用地利用集積計画の決定の件(議案第173号)。
合計だけ読み上げます。
円滑化事業分のみとなっております。
筆数4筆、貸し付け2人、借り入れ1人、面積1万232平米、認定農
業者への集積率は100%となっております。
議案第173号については以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして両委員の皆様から質問、意見ありましたら、

発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようです。
 ただいまから集約をいたします。
 議案第173号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様
 の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。
 それでは、退室をしている上條信太郎委員の入室を許可いたします。

(上條(信) 農業委員 入室)

議長 続きますして、議案第174号 農用地利用集積計画の決定の件について上
 程をいたしますが、本件も委員にかかわる案件になりますので、農業委員
 会法第31条の規定によりまして、塩原委員には退室をお願いいたします。

(塩原農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
 川嶋主事。

川嶋(農政課) 引き続き12ページをごらんください。
 着座にて説明させていただきます。
 農用地利用集積計画の決定の件(議案第174号)。
 合計だけ読み上げます。
 円滑化事業分のみとなっております。
 筆数3筆、貸し付け3人、借り入れ1人、面積1,156平米、認定農業
 者への集積率はゼロ%となっております。
 議案第174号については以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして両委員の皆様から質問、意見ありましたら、
 発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
 ただいまから集約をいたします。
 議案第174号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の

皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしている塩原委員の入室を許可いたします。

(塩原農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第175号 農用地利用配分計画案の承認の件について上程をいたします。
農政課から説明をお願いいたします。
川嶋主事。

川嶋(農政課) 引き続きよろしくをお願いいたします。
資料は13ページをごらんください。
着座にて説明させていただきます。
5-(1)-イ、農用地利用配分計画案の承認の件(議案第175号)。
合計だけ読み上げますので、15ページをごらんください。
合計、筆数85筆、貸し付け1人、借り入れ23人、面積13万2,129平米。
当月の中間管理権設定のうち認定農業者への集積ですが、筆数82筆、面積12万4,852平米、集積率は94.49%となっております。
議案第175号については以上となります。

議長 ただいま説明に対しまして両委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第175号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、第176号 農用地利用配分計画案の承認の件について上程をいたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
川嶋主事。

川嶋(農政課) 続きまして、お願いいたします。
資料は16ページをごらんください。
着座にて説明させていただきます。
農用地利用配分計画案の承認の件(議案第176号)。
合計だけ読み上げます。
合計、筆数9筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1万7,089平米。
中間管理権設定のうち認定農業者への集積ですが、筆数9筆、面積1万7,089平米、集積率は100%となっております。
議案第176号については以上となります。

議長 ただいま説明に対しまして両委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第176号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。
それでは、退室をしております濱委員の入室を許可いたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第177号及び178号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、2件について上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
高橋主査。

高橋主査 それでは、総会資料18ページをごらんください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
初めに、議案第177号、寿北5丁目〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、656平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇さんへ所有権を移転す

るものです。

続きまして、議案第178号、梓川梓〇〇〇番地、現況地目、畑、1,405平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇さんへ所有権を移転するものです。

以上2件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくお願いいたします。

議長 議案第177号につきましては、寿地区でありますので、河西委員さんからの説明をお願いいたします。

河西農業委員

河西です。

本件の場所ですが、寿瀬黒の大信ゴルフ場の少し北、傾斜地となっております。この場所は荒地になっていまして、それを譲受人の〇〇さんが自分で耕作するために整備して、現在はすぐにでも作物を植えられるような状態となっております。何をつくるかという、何かマンゴーをつくるかと言って、私、ちょっとマンゴーについては全く詳しくないのでわかりませんが、もしうまくいかなくても、適正に農地として利用されるように今後見ていく必要があるかなとは思っています。

以上です。

議長 次に、178号は梓川梓でありますので、古沢委員さん、お願いします。

古沢農業委員

着座のまま失礼いたします。

〇〇さんは定年退職後、息子さんと就農いたしまして、きちんとした営農をしております。問題はないと認めてまいりました。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、全体を通して質疑、意見等ありましたら、推進委員の皆様も含めて発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。

農地法第3条の規定にかかわる案件2件について、一括して集約をいたします。

議案第177号及び178号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ということでありますので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。

続きまして、議案179号及び180号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程をいたします。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

阪本技師。

阪本技師

それでは、議案書の19ページをお願いします。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件でございます。

議案番号第179号、本案件は追認案件となります。島内〇〇〇、現況地目、畑、1, 147平米のうち82平米に島内にお住まいの〇〇〇〇さんが農業用倉庫を計画するものです。申請地は宅地の隣にありまして、昭和63年ごろから農業用倉庫として設置してしまっただけです。

追認であることにつきましては、当時転用許可手続がされていれば、転用基準を満たしている上、顛末書の添付もされておりますので、やむを得ないものと考えます。

農地区分は1種農地であります。既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

大内主査

議案番号180号です。寿豊丘〇〇〇-〇、現況地目、畑、595平米に筑摩にお住まいの〇〇〇〇さんが駐車場を新設する計画です。農地区分は2種農地であり、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

なお、この案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。

以上、2件、2筆、677平米です。よろしくをお願いします。

議 長

初めに、議案第179号について地元委員の意見をお願いいたします。

島内でありますので、河野委員、お願いします。

河野農業委員

写真がお手元にあると思いますけれども、写真で言うところの右手のほうの本宅になっております。左のほうはずっと農地で、新村のほうまでつながるといふ場所でございます。昭和63年ころ、農機具置き場が必要ということをつくってしまったということで、追認というような案件でございますが、特に周辺への影響はございませんので、よろしく承認のほうをお願いします。

議 長

続きまして、現地調査委員の意見をお願いいたします。河西委員、窪田委員、窪田委員、お願いします。

窪田農業委員

河西委員と現地を確認してまいりましたけれども、今、河野委員さんのお話のとおり、特に問題ないというふうに判断いたしましたので、ご報告させていただきます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第179号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続いて、議案第180号でございますが、寿豊丘でありますので、河西委員、お願いいたします。

河西農業委員 場所は寿公民館の北の二、三百メートル行った住宅地になります。駐車場をつくるということで、住宅地ですので、周辺の農地等に特に悪影響があるということはないと判断しました。特に問題ない案件なのかなと思います。
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約いたします。
議案第180号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第181号から185号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件について上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
阪本技師。

阪本技師

それでは、議案書の20ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件でございます。

議案番号181号、島内〇〇〇〇-〇〇、現況地目、畑、127平米、1筆に島内にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅用地を敷地拡張する計画です。農地区分は1種農地であります。既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案番号182号でございますが、こちら、申請者の事情、希望によりまして、今月は申請取り下げとなりましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案番号183号です。梓川上野〇〇〇-〇、現況地目、田、763平米、1筆に波田にあります〇〇〇〇〇〇〇〇が公共下水道の工事のための資材置き場として一時転用する計画です。農地区分は農振農用地であります。一時的な利用に供するもののため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案番号184号です。本案件は追認案件となります。梓川梓〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、36平米、1筆に梓川にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅用地を敷地拡張する計画です。申請地は宅地に隣接しておりまして、昭和48年ごろにブロック塀を設置してしまっただけです。追認であることにつきましては、当時転用許可手続がされていれば、転用基準を満たしている上、顛末書の添付もされておりますので、やむをえないものと考えます。農地区分は1種農地であります。既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案番号185号です。梓川梓〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、252平米、1筆に梓川にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する計画です。農地区分は1種農地ではあります。位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外と判断いたしました。

なお、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。

1件取り下げがございましたので、以上、4件、4筆、1,181平米になります。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、初めに議案第181号について、地元委員の意見をお願いいたします。

河野委員、お願いします。

河野農業委員

議案第181号の関係でございます。〇〇さんは娘さんということで、親元の隣接地のところに住宅を建築して、今住んでおられるわけですが、たまたま写真を見ていただくとおわかりになるかと思いますが、手前のほうから真っすぐ向かって、向こう側に見えるのが高速道路でございます。それから、右へ折れたところに〇〇さんの家があります。従来、左手の親の

ほうから上下水道を引いていたんですが、たまたま奥のこの右側のラインと高速道の間のところに3軒ほど不動産業者が分譲することになり、それに伴って分断をされてしまうということで、新たに父親の土地の一部を敷地拡張して、そこへ上下水道管を埋設するというもので、特に問題はないかと思えます。

以上です。

議 長 現地調査をいたしました委員の皆様の意見をお願いいたします。
窪田委員。

窪田農業委員 特に問題ないというふうに判断しましたので、ご報告させていただきます。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第181号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定をいたします。
続いて、182号は取り下げということでありますので、183号につきまして、梓川でございますので、古沢委員、お願いします。

古沢農業委員 議案第183号、着座にて失礼いたします。
梓川上野、この地域は、写真の右側のほうが中信平の水門になっております。今、この写真では雑草地になっておりますが、私が見に行ったときには雪が積もっていて、とても真っ白できれいな状態にはなっておりました、一時転用ですので、工事完了後はきれいになると思えますので、とてもよいのではないかというように見てまいりました。よろしくをお願いいたします。

議 長 現地確認をいたしました委員さんの意見をお願いします。
河西委員、お願いいたします。

河西農業委員 河西です。
一時転用して、資材置き場、水道工事の資材を2カ月間置くということで、特段問題ないと判断しました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第183号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、184号でございますが、これも梓川でありますので、古沢委員、お願いします。

古沢農業委員 議案第184号、引き続きまして着座にて失礼いたします。
梓川梓の〇〇さんの関係でございます。この場所は、波場委員さんと2人で確認してまいりました。〇〇さんの案件は、境界錯誤による是正ということで、問題ないものと見てまいりました。よろしくをお願いいたします。

議長 現地調査をいたしました委員、河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 河西です。
古沢委員のおっしゃられるとおり、特段問題ないと思われまます。

議長 本件について、ほかの委員さんで質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案184号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいた

します。

続いて、185号、これも梓川でございますので、古沢委員さん、お願い
します。

古沢農業委員

引き続きまして、着座で失礼いたします。

議案番号185号、これは一般住宅でございます。場所は梓川の小室とい
う集落内でございます。これも波場委員さんにご同行いただきました。一
般住宅の建築ということで、周りに与える影響は何もございません。許可
相当に値すると思います。よろしく願いいたします。

議 長

現地調査の委員の皆様の見解をお願いします。
河西委員さん。

河西農業委員

一般住宅ということで、やむを得ないかと思われれます。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見がありましたらお願いいたし
ます。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第185号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいた
します。

続きまして、議案第186号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
承認の件、1件について上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

21ページ、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明
いたします。

議案第186号、和田にお住まいの〇〇〇〇〇さんが和田〇〇〇、2, 9
95平米外4筆、合計7, 646平米について承認を受けるものです。

以上、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議案第186号について、地元委員の意見をお願いいたします。
和田ですので、長谷川委員、お願いいたします。

長谷川農業委員 先日見に行ってきました。今、作物はないんですけれども、荒れている土地でもないですし、作付されている農地として見てきました。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第186号について、原案のとおり承認をすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、農地にかかわる事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項アからオについて一括の説明をお願いいたします。
高橋主査。

高橋主査 それでは、報告事項アからオについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、22ページ、非農地証明の交付状況の件、2件、次に23ページから25ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、19件、26ページから28ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、26件、29ページ、農地法第4条の規定による届出の件、5件、30ページから33ページ、農地法第5条の規定による届出の件、25件。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告について、両委員の皆様から質問、意見がありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。

これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきをお願いいたします。

農地にかかわる事項の審議が終了しましたので、ここで暫時休憩をいたします。それでは、あの時計で2時半までということで休憩をお願いします。

(休 憩)

議 長

それでは、皆さんおそろいでありますので、議事を再開いたします。

休憩前に続きまして、その他農業委員会業務にかかわる事項から進めてまいります。

初めに、平成30年度農地賃貸借料に関する情報提供について（議案第187号）を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

それでは、議案第187号 平成30年度農地賃貸借料に関する情報提供について、農業委員会事務局の青柳から説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

こちらの農地賃貸借料に関する情報提供ですが、議案の34ページと35ページが該当資料となりますので、ごらんいただければと存じます。

まず、今回の議案の要旨からお話をさせていただきますけれども、農地法第52条に農業委員会の情報提供等ということで業務の内容が示されてございます。それに基づき、平成30年の1月から12月までの間に議決した利用集積計画の中に示されている賃貸借の情報を整理しまして、およその目安として賃借料の平均値などを広く情報提供を行うこと、これについて皆さんにお諮りするということになります。

では、提供する内容について確認いただければと存じますので、35ページを確認ください。

こちらが松本市の農地賃貸借料情報ということで、平成30年1月から12月までに結ばれた賃貸借契約の10アールあたりの金額をまとめたものになります。

ごらんいただいているとおりですけれども、田んぼ、畑、樹園地といった地目別にまとめまして、それを地区別に仕分けて、平均額、最高額、最低額をそれぞれ算出したものとなります。

なお、区分けした地区につきましては、合併地区と合併前の旧松本市とそれぞれ切り分けた形になりますので、旧松本市、四賀、安曇、奈川、梓川、波田、こういった形での切り分けで計算をしてございます。よろしく願いいたします。

平均額、最高額、最低額につきましては、ごらんいただいたとおり、それから算定にあたって使用したデータ数につきましては、表の一番右側にあるとおりでございます。これに加えて、若干の補足をさせていただきます。

まず、こちらの計算様式なんですけれども、全て100円単位ということ

で計算させていただいた結果でございます。こちら、10円単位の箇所について四捨五入をさせていただきまして、統一したものとなっておりますので、ご承知おきいただければと存じます。

次に、こちらの計算ですけれども、年間でその地目、その地区で結ばれた件数が5件以上のもののみ算出するという形でやらせていただいております。ですので、5件未満であった安曇地区、奈川地区の田んぼ、畑、樹園地及び四賀地区の樹園地、こちらにつきましては、提供する情報がないという形で公表する予定となっております。お願いいたします。

また、最高額についてですけれども、まれに農地に附帯施設がある、例えば施設園芸用ハウスが建っているといった場合に、施設も含めて貸すので、借賃が大きく上がっているというケースがございます。そういったものを含めると、平均値等に大きな乱れが生じるということが考えられますので、最高額に制限を設けさせていただいております。

金額につきましては、JAあづみ管内である梓川、安曇、奈川地区、こちらについては4万円まで、それ以外の地区に関しましては、最高額を3万円までとしまして、最高額を超えたものに関しては今回の計算対象から外しておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、議案の35ページは、そのままホームページや窓口等での掲示の書類となってまいりますので、ご承知おきいただければと存じます。

では、34ページにお戻りいただきまして、3の情報提供の方法についてお話をさせていただきます。

そちらに2つ提示をしてございますが、松本市の公式ホームページでの掲載による周知、それから窓口の希望者の方への配付、あと1個、電話等で平均値や最高額、最低額は幾らかというお問い合わせがあった場合につきまして、こちらの表に基づきまして、その地区の情報を口頭でお答えするという形で対応したいと考えております。

また、34ページの4番に根拠法令がございますが、最初にお話ししたとおり、農地法の中で情報提供についてのものが規定されてございまして、その後、農業委員会に関する法律において、総会審議関係という形で提示されてございますので、今回議案としてお諮りするものとしてご承知おきいただければと存じます。

それでは、こちらの賃借料につきましての説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして農業委員、推進委員の皆様からご意見、ご質問ありましたら、挙手をお願いいたします。上條委員。

上條(信)農業委員 土地改良のほうからお願いといたしますか、そういうことで意見を付させていただきますけれども、全国の土地改良区の維持のための経常賦課金、これは平均約5,000円です。農地を維持していくための経常賦課金、そのほかに特別な工事等での特別賦課金等、多いところは何万円にもなっ

きます。この資料を見たときに、借りる側からすると、安ければいいという考え方がありますがけれども、このまま突き進むと水路の維持できなくなります。やはり農地をちゃんと守っていくという、そういう方針に沿った考え方を持った農業委員会であるためには、水がちゃんと来るために、松本地区の改良区が水路をちゃんと守っていくという、その最低ラインの金額よりも最低金額が下回ると、改良区が投げ出してしまおう。

今、国は大変困っております、農水省は利用者に実質的に必要なものの負担を求めるといって議論を進めているところであります。ですので、余りにも低い金額で貸借関係を結んでいる、このことを大変心配しています。常識ある最低ラインの設定を農業委員会としても働きかけないと、水路の維持等々ができなくなっていくので、皆さんにも知恵を絞っていただきたい。以上であります。

議 長

今、上條委員から、最低価格について、農業委員として取り組んではどうかという意見があったわけでありましたが、このことに対しまして皆様から意見ありましたら。

河野委員。

河野農業委員

今、上條委員から管理のお話が出ましたが、現実、貸し借りをやっているところで、従来は貸主が負担金を支払いました。ただ最近、利用権を設定した方がその分を払うというような事例も出てきており、混在しているという状況です。そういった中で、圃場整備をやってあるところはいいのですが、圃場整備をやっていない、あるいは耕作条件の悪いところについては賃借料を取らない。逆に管理料を渡さないといけないという話も出るような状態です。この貸借情報だけだと、最高、最低と平均だけでございますので、できれば圃場整備実施地区、あるいは条件の悪いところと2つくらいの仕分けができれば、参考になります。一般の人がこれを見て、金額を決めるという話にはいかないと思いますので、その辺のところも検討課題かと思えます。今、上條委員がおっしゃったように、利用者が払っていくということが当たり前になるという状況に持っていくかどうか、その辺も含めて、今後の貸し借りの設定について検討していかないとはいえませんが、よろしくお願いします。

議 長

今、上條委員からのお話と、それから河野委員からのお話でしたが、主に水稻、田んぼのことだと思うわけでありませんが、これに対しまして皆さんでほかに意見ありましたら、お願いします。

三村委員。

三村農業委員

私は農協の立場ですがけれども、農協も中間管理機構や流動化などの事務手続を受けてやっています。その中で、相対での貸借、中間管理機構もそうですけれども、農地の流動化の中で借り手優位の傾向があるのが現実だと思っています。地主の皆さんも、耕作、保全管理をしていただければ、

ただでもいいのではないかというような意見を現場では聞きます。

しかし、上條委員のお話のように、土地持ち非農家の皆さんは改良区の賦課金等々、現状では地主が多くは払っていると思います。聞く中では、改良区の水田ばかりではなく、畑もそうですけれども、賦課金の滞納があり、どこの改良区も多分大きな金額あると思います。そういった中で、確かにこういった時世の中で、借り手を厚くといいますか、そういう思いはわかるけれども、最低限、借りる方もそこら辺は理解していただけるような政策といいますか、指導もしていかないといけないと思います。現実にはただ、という畑も結構あるので。条件等々いろいろあるかと思いますが、そこら辺の適正な流れをどういうふうにつくっていくのか、農業委員としてもしっかりした意見、統一見解等をお願いできればと思います。

議 長

ありがとうございます。

三村委員から農協の立場でお話があったわけでありますが、このことに関しまして、委員の皆様で、また推進委員の皆様でご意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

中山の例であります。耕作ができない、担い手がいないので任せたいという田んぼが1年に6町歩も出てまいりましたが、先ほど上條委員が言われましたように、賦課金が約1反歩2,000円から3,000円かかっている中で、それに見合う賃料を払わないといけないということもございます。認定農業者の場合には、1反歩3,000円来ますので、それを地主の人たちの好意で、プラス2,000円にして5,000円をいただくということでやっているわけです。これでもぎりぎり、維持管理するのも大変だということもあります。また、土地改良区で水路の関係をできないところは、補助をいただいて、それで補って何とかやっているような現状です。ほかの地区でもこういった話があればお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

河西委員。

河西農業委員

着座にて失礼します。

地元でもまさに今、この貸借料の問題が持ち上がってしまっていて、営農組合はとにかく下げてほしい、そういう感じです。けれども、地主は地主の立場があって、もしマイナスになるようだったら、耕作放棄地にしてしまうという人も出てくると思います。

それで、事務局に確認したいのですが、旧松本市という地区名の中で、地区別にもう少し詳しい情報が知れば、地元としても助かるのですが、どんな感じでしょうか。

議 長

青柳主事。

青柳主事

旧松本市の地区のものについてですけれども、算定の際に大字を基準にした全地区の金額を計算したうえで、旧松本市に該当する地区の平均額等を

まとめて出しているのです、例えば寿地区のものを出したいと提示できますし、他の地区についても個別の大字で出すことは可能です。

資料のものはこれまでの形に合わせてつくったものになりますので、細かく仕分けたものが必要だということであれば、様式等も含めて調整することは可能になります。

河西農業委員 ぜひお願いいたします。

議長 ほかに質問、意見ありましたら、お願いいたします。

上條(信)農業委員 1件、参考になることを。

梓川土地改良区の中にどのくらい水路の延長あるかという、1,400キロなんですね。これをおおむね10年から50年で更新していきます。それを日常の経常金、大きなものは特別賦課金を取って、県単事業とか団体営といったものでやりますけれども、どのくらいお金がかかるかという、現時点の概算で200億円です。それは改良区から地権者に請求がかかってくるんですね。先ほど言ったように、どうしても農業ができないとか、いろいろな話がありますけれども、特に未整備地区とかそういうところは、借りる側からすると借りたくない。こうなってくると、そういうところを通して整備に入っていくような水路はどうなるのか、こういうことになってくるわけです。

今、最低価格のことを真剣に考えないと、住宅地や未整備地を通していく水路の下に開発されているところは水路が寸断されてしまう。こういうことになりますので、ここのところは真剣に考えてもらわないと今後大きな問題になってしまいます。農地が荒れる前に水が行かなくなってしまう、こういう現象が起きてしまう、そういうことであります。

議長 今、上條委員からの話でございますが、これはご意見として伺っておくということをお願いいたします。

ほかにありますか。

青柳主事。

青柳主事

1件確認ですが、先ほど河西委員のご質問に対する回答で、各地区のものを出せるということでお話しさせていただきましたけれども、今年度から提示なのか、来年度からの提示という形でよろしいのかどうか、確認をさせていただければと存じます。

仮に形を変えて今年度からの公表がいいということであれば、議案をつくり直して再度お諮りする形になります。また、現在の形のまま公表をして、口頭で聞かれた場合などに細かいものに関してお伝えするとか、そういう形でもよろしければ、今回の議案において審議いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長 河西委員、いいですね。

河西農業委員 皆さんは如何でしょうか。

議 長 今回の青柳主事の意見であります、必要があれば、事務局のほうにお願いするというような形でいいですね。
それでは、ご意見がないようです。
採決を行います。
農業委員にお伺いいたしますが、議案第187号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、協議事項に入ります。
まず、アの農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について協議をお願いいたします。
まず、事務局からの説明をお願いいたします。
中野主査。

中野主査 協議事項ア、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）についてご協議をお願いいたします。
着座にて失礼いたします。

1、要旨。

農業委員会等に関する法律第7条の規定により、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定に向け、農業振興委員会で取りまとめた指針の案に対してご協議いただくものです。

農業委員会等に関する法律第7条ですけれども、参考として36ページの下段のところに記載させていただいております。こちらの中では、最適化の推進に関する目標、最適化の推進の方法を定めると。法律の中の2に関しましては、「農業委員会は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない」というふうに法のほうでうたわれております。

法の内容とかぶるところもございしますが、2、策定目的。

農業委員や最適化推進委員が、農地などの利用の最適化を推進するため、こちら、農地利用最適化推進3本柱になりますけれども、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」にかかわるこちらの3つの行動につきまして、目標や推進方法について定めるといふ目的になります。

経過といたしまして、昨年11月9日、12月10日、農業振興委員会において内容について協議を進めてまいりました。

4、指針の案。

こちら、今現在、平成31年1月現在のものを次ページのほうに記載させていただいておりますが、目標年度といたしましては、国の農林水産業地域活力創造プランに合せまして、平成35年度、実際には平成35年度ですので、36年の3月末が目標の最終月となります。

指針案につきましては、37ページ以降に記載させていただいております。

目標値自体は、実現可能な数値を目標値として定めるという方向で振興委員会のほうで話を進めさせていただきました。

内容といたしましては、第1、基本的な考え方、こちらのほうは松本市の農業の現状や風土などを記載させていただいております。

38ページ、第2、具体的な目標と推進方法、こちらの1、遊休農地の発生防止・解消について、(1)遊休農地の解消目標、こちらの数字の目標の根拠となる数字ですけれども、41ページ、遊休農地の解消目標というところに過去の年度からの平均的な数値のものを算出させていただきました。41ページ中段、参考のところになるんですけれども、こちらの管内の農地面積に関しましては、こちら、遊休農地が減少しているものと、あとまた山林化しているものがございまして、実際の数値は減少傾向にあるんですけれども、その平均の数値を記載させていただいております。

この平均数値、大きい数字を使ってしまうと、最終的には松本市の農地の面積がなくなってしまうという極論に達してしまいますので、減少率の一番低い0.99、平成30年3月末の平均値を使用させていただこうと考えております。

また、遊休農地面積につきましては、こちらもBというところになるんですけれども、こちらの減少率につきましても、平均値、平成30年3月につきましては0.68の減少率があるんですけれども、こちらこの数値をそのまま使ってしまうと、最終的に遊休農地が近い未来にゼロになってしまう。ゼロになるのは当然いいんですけれども、ゼロになる年数が限りなく短くなってしまいますので、こちらにつきましては、今現在、平成31年3月の遊休農地面積の予定が27ヘクタールでございますので、こちらの数字から毎年1ヘクタール分ぐらいつ減らしていくという目標数値とさせていただきました。実際には、減少率0.97という数字を遊休農地面積(B)につきましては使用させていただきました。

その結果、現状になりますけれども、平成30年3月の管内農地面積(A)につきましては7,416ヘクタールのものが、3年後の目標といたしまして、平成33年3月につきましては、7,194ヘクタール、再最終年の平成36年3月につきましては6,979ヘクタール、同様に遊休農地面積(B)につきましては、現状34ヘクタール、3年後25ヘクタール、目標22ヘクタールというふうに設定をさせていただきました。

あと、こちら、第2、具体的な目標と推進方法につきましては、(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法の中に、イといたしまして、ブロック会議等でご説明させていただきました農地利用最適化推進マニュアルのほうにも記載させていただきましたけれども、松本市として毎月8、

18、28日を農地パトロールの日ということで定めさせていただいて、この日を中心に、月に何度か農地パトロールをしていただくということに記載させていただきました。

39ページ、担い手への農地利用の集積・集約化につきまして、こちら、(1)担い手への農地利用集積目標、こちらの数値目標の算出根拠が今度は42ページになります。こちらの管内農地面積(A)、同じように農地利用集積面積(B)、こちらも過年度の平均を出させていただきまして、集計のほうをさせていただいております。

こちらの管内農地面積(A)につきましては、先ほど遊休農地解消面積の減少率0.99を使っておりますので、こちらも当然それと同じ減少率を使わないといけませんので、0.99を使わせていただいで算出しております。

農地利用集積面積(B)につきましては、こちらも過去5年の平均を出させていただいて、増加率の一番低い平成27年3月、平成26年度のものになりますけれども、こちらの増加率1.02、こちらを使用させていただこうと考えております。

こちらの数値を使いますと、管内面積(A)7,390ヘクタールのものが、3年後7,169、目標値といたしまして、36年3月、6,955ヘクタール、同様に、農地利用集積面積(B)につきましては、現状2,996ヘクタール、3年後3,178ヘクタール、最終目標地3,371ヘクタールを目標とさせていただきたいと考えております。

こちらの2の担い手への農地利用の集積・集約化についての管内面積(A)と、先ほどご説明いたしました1の遊休農地発生防止・解消についての管内農地面積(A)、こちら、表示的には同じなんですけれども、1の遊休農地の発生防止・解消につきましての面積は、7,390ヘクタールにA分類の26ヘクタールを足した数字が7,416ヘクタールとなりますので、よろしく願いいたします。

この数字、なぜこの数字にさせていただいたかということになるんですけれども、この数字は毎年1回、その年度の初めのときなんですけれども、県のほうからも農業委員会活動の点検評価という調査物がございまして、こちら松本市のホームページに記載させていただいておりますけれども、この調査の方法と同様の面積の算出の仕方をしております。こちらの点検評価も、ホームページのほうに記載させていただいておりますし、この指針につきましても、決定をいただければ、ホームページのほうに記載をさせていただきますので、算出の仕方は同様にしたほうが良いという判断をしております。

40ページ、新規参入の促進について、(1)新規参入の促進目標、こちらにつきまして、43ページに数字の根拠を記載してございます。

こちら新規参入の個人、法人の経営体の過去の平均値を出させていただいております。参考値のところなんですけれども、中段から少し下のほうに平成26から平成29の平均ということで、経営体数、1年間の増加が6.75、経営体が取得する面積6.75、これ、たまたま同じ数値というこ

とになっておりますけれども、こちらの数値を使わせていただいて目標値の設定をさせていただきました。端数切捨での6経営体、6ヘクタールを各年度に積み上げさせていただきました。

現状、平成30年3月、平成29年度ですけれども、20経営体の申請がございまして、取得面積4.7ヘクタール、こちらの数字を基準といたしまして、各年度6経営体、6ヘクタールを足したものを目標値とさせていただきますので、3年後の目標、38経営体、取得面積22.7ヘクタール、最終目標地、56経営体、平成36年3月末のものにつきまして、取得面積40.7ヘクタールとさせていただきます。

36ページにお戻りください。

指針の案につきましては、以上のとおりとなります。

5、今後の予定といたしまして、2月定例総会で指針を決定、運用開始する予定であります。

6、その他、本指針の策定は、農地利用の最適化に向けて、農業委員及び推進委員の積極的な活動に要する経費として国が予算化した農地利用最適化交付金の交付要件となります。

以上、ご協議をお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

現在の案に対しましてご意見や質問がある農業委員、推進委員の皆様挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件は、ただいま説明いただいた来月の農業委員会で決定できるように進めてまいりたいと思います。

次に、協議事項イ、平成30年度利用意向調査結果に基づく対応についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

中野主査。

中野主査

協議事項イ、平成30年度利用意向調査結果に基づく対応についてご説明いたします。

1、要旨。

こちら、前回の農業委員さんにおいて、昨年6月から7月に利用状況調査、農地パトロールをした結果に基づいて、こちらの遊休農地となってしまったA分類の荒廃農地及び2号遊休農地の所有者に対して、今後どのように農地を使っていくんでしょうかというアンケートをさせていただきました、今後の対応について協議するものです。

経過といたしまして、昨年6月から7月に利用状況調査、農地パトロール、松本市全21地区について行われました。昨年11月、皆様方をお願いい

たしまして、利用意向調査の実施をさせていただきました。1回目につきましては、12月末を回答期限とさせていただいております。31年1月、今月ですけれども、調査未回答の者につきまして、再度委員さんのほうにお願いをし、1月21日までに回答期限を設けさせていただきました、今回、調査結果の集計をさせていただきました。

3、利用意向調査の結果、暫定値になります。

調査をいたしました件数につきましては、52件、79筆、7.6ヘクタール、当初は53件、80筆、7.6ヘクタールでしたけれども、1筆錯誤がございまして、こちらは削除させていただきました。内容につきましては、遊休農地の判断をさせていただいてはいたんですが、実際は見誤りで、耕作をしていたという筆となっております。

回答状況といたしましては、44件、67筆、6ヘクタール分の回答をいただいております。

利用意向調査の結果につきまして、下段のほうに書いてございますけれども、農地中間管理事業を利用するものが20筆、30%。みずから管理・耕作するものが25筆、37%というふうに占めております。詳細につきましては、46ページに地区ごとの表をつけさせていただいております。

こちらにつきまして、4、農地法に基づく今後の対応ですけれども、(1)農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があったものにつきましては、農地中間管理機構にその旨を事務局のほうから通知いたします。データ提供を行います。

同様に、(2)農地所有者代理事業を利用する旨の表明があったものにつきましては、農地利用集積円滑化団体にその旨を通知します。こちら、3農協さんのほうにデータの提供をいたします。

(3)みずから所有権の移転または賃貸借権の設定等を行う旨の意思表示があったものにつきましては、引き続き農家台帳にてその設定の状況等を確認してまいります。

(4)みずから耕作する旨の意向があったものにつきましては、こちら、日々の農業委員さんの農地パトロールのほうで確認をぜひお願いいたします。

(5)農業上の利用を行う意思がないときまたは利用意向調査を行った日から起算して6カ月を経過した日においても意思の表明がないものにつきましては、農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告いたします。この勧告につきましては、このまま勧告が行われますと、農地の固定資産税が約1.8倍に上がってしまうというものになります。

先ほどもまでの上記(2)から(4)の意向を表明してから6カ月を経過したものが対象となるんですけれども、この対象となる農地は、農地中間管理機構の借り受け基準に適合する農地が前提となりますので、農地中間管理機構の基準に適合しなければ、勧告の対象とはならないということになります。

5、遊休農地解消に向けた取り組み(案)。

農業委員会は、農地利用意向調査の結果、表明された所有者等の利用の意

向や地域の営農計画を勘案しつつ、必要なあつせんその他農地の利用関係の調整を行うこととされています。

こちら、農地法第34条のほうに記載がございます。こちらを基準に、農地中間管理機構及び農地所有者代理事業の利用意向分について、遊休農地の解消につなげられるよう、各地区、各ブロック単位で可能な限り取り組みをお願いいたします。

(1) 調査結果にかかわる情報提供、こちら、本日別冊ということで、こちらにつきましては、1月30日現在、最新のもので皆様にお配りしてございますので、そちらのものをみていただければと思います。

(2) 現場活動の例といたしまして、地区の農業再生協議会と情報共有をしながら、連携していく。地域の担い手への対象農地に関する借り入れ意向の確認等。集落・地域の話し合いの中で、積極的にこういう農地あるんだけど、借りる方はいないかどうか等々、情報提供をしていただければと考えております。

(3) 参考といたしまして、今、国や市ではどのような事業があるんだ、どのような支援があるんだというものを記載させていただいてございます。

ア、農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化、こちら、国の補助事業なんですけれども、47ページから49ページに記載させていただいてございますので、また一読していただければと思います。

1、松本市独自の遊休荒廃農地対策事業といたしましては、50ページに概要を記載させていただきました。こちら、農政課のほうで行っている事業となっております。交付額といたしましては、1ヘクタール当たり3,500円から7,000円以内の予算で遊休農地の回復等々、このような事業要望がある場合につきましては、農政課、農業委員会のほうでも結構ですが、お声かけをしていただければと思います。

そのほかにも農地耕作条件改善事業や、エといたしまして日本型直接支払の中に多面的機能支払交付金、中山間地地域等直接支払交付金等もございまして、こちらのほう、特段資料は添付してございませんけれども、農林水産省のホームページ等を見ていただければすぐ出てまいりますので、こちらのご確認もよろしくをお願いいたします。

以上、協議のほうをお願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
両委員の皆様からご質問、意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件について、ご承認をいただける農業委員と推進委員の皆様には挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長

賛成多数でございますので、本件は了承されました。

委員の皆様には、本調査結果に基づきまして、担い手と利用関係の調整や遊休農地の解消指導に努めていただくようお願いを申し上げます。

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項ア、平成30年度農地所有適格法人の要件等確認結果についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

青柳主事、お願いします。

青柳主事

それでは、報告事項、平成30年度農地所有適格法人の要件等確認結果について、私からお話をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料の説明に入る前に、まず1件訂正がございますのでご報告させていただきます。

議案の59ページをお開きください。

こちら、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の要件確認書になりますが、構成員数の項目、農業常時従事者数のところに「13(9)」と記載してございます。こちらは、正しくは「13(4)」になりますので、よろしく願いいたします。大変申しわけございませんでした。

あわせて確認書の中の表記について1点説明をさせていただきます。

先ほど訂正いただいた括弧内の数字ですけれども、構成員の項目は権利提供者、農業従事者、農作業委託者等、各項目でそれぞれ人数を計算しておりますが、例えば今訂正していただいた「(4)」の部分になりますと、①番の権利提供者と②番の農業従事者両方を満たしている人、項目を重複している人数を示しています。また、その下の段、農作業委託者のところにも「(3)」と入ってございますが、こちらについては、上の権利提供者と農業常時従事者のいずれかと重複している人数をカウントしていることとなります。括弧内については、複数の要件を満たしている人であり、他の項目と重複している人数ということで認識していただければと存じます。説明不足で申しわけございませんでした。

それでは、要旨の説明に入りますので、議案の51ページをごらんください。

では、平成30年度農地所有適格法人の要件等確認結果になります。

こちらですけれども、農地所有適格法人につきましては、年次報告が農地法上で義務づけられておりまして、いただいた報告書をもとに農地法第2条第3項に規定されている要件に適合するか事務局で確認をいたしましたので、そちらを報告するものになります。

2番の確認対象法人でございますが、今回対象とさせていただいたのは、平成30年9月28日時点で要件の適合が確認されている49法人のうち47法人になります。47法人の一覧につきましては、議案の54ページ

ていただいている状態になっておりますので、ご承知おきください。あと、今年の5月までに権利移転を全て実施しまして、その方から会社へ全て権利を移すということでお話をいただいております。権利移転を5月の段階で確認しまして、要件に適合しているかどうか再度チェックしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

続きまして確認結果(4)、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、85ページが要件確認書になります。内容を見ていただくと、要件は全て満たしている法人になりますけれども、報告書を提出いただいた折に松本市内の耕作地が全て利用権の終期を迎える等してなくなった、安曇野市の農地のみ耕作しているというお話をちょうだいしました。農地所有適格法人の報告義務に関してですけれども、耕作している農地を所管する、管轄する農業委員会に提出しなければならないということで法律の中で定められております。松本市に耕作地がない以上、こちらの法人は松本市農業委員会に報告義務がない。同時に、松本市においては農地所有適格法人ではないという認識となるということでお話をさせていただき、今回の報告結果に基づいて、松本市の農地所有適格法人には該当しないということで取り扱いをさせていただくことにします。また、この法人が再度松本市の農地に権利設定等を行う際には、一般法人と同様の解除条件付きの利用権設定とするか、もしくは再度農地所有適格法人の要件に該当するか要件確認書を提出していただきまして、皆さんの承認を得た上で利用権を設定するという形で対応していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それから、確認結果の(5)ですけれども、平成31年1月22日時点で報告書未提出となっている法人は2法人ということで書かせていただきましたが、本日時点で、2法人から報告書が提出されましたので、報告をさせていただきます。ただ、書類の不足等によりまして正式な要件確認ができておりませんので、要件確認が正式にできた時点で再度報告をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

再確認ですが、47法人中42法人が適合、残りにつきましては、是正もしくは該当から外すという形での措置となります。もし何かありましたら、お話をちょうだいできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
推進委員の皆さんも含めまして、発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。
本件は、ただいまの説明のとおり進めてまいりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
次に、報告事項イ、平成31年度農業委員会の行事予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

局長補佐、板花でございます。

101ページ、102ページ以降について説明をさせていただきます。

31年度の行事予定でございますが、早目早目に委員の皆様には現在事務局で考えている事柄についてお示しをしていきたいということで、何かご意見がありましたら、31年度の計画に反映をしていきたいと、こういう意図での報告でございます。

2番目、主な取り組みまたは新たな取り組みということでご説明申し上げます。

(1) 農業活性化シンポジウムの開催でございます。

テーマについては、“鳥獣害対策”や“鳥獣活用”について考える内容ということでございますが、1月18日、情報・研修委員会におきましての議論では、鳥獣害対策のみで進めて、深掘りして進めたほうがいいんじゃないかというような議論になったということでございます。

8月初旬という時期で検討中でございます。

課題については、いろいろありますけれども、情報・研修委員会でさらに協議を進めるということでございます。

(2) 農業施策に関する意見書の策定・提出ということで、今年度の意見書も、先日、1月28日に役員によりまして市長に手渡したところがございます。新聞にも出ていますとおりでございます。来年度の意見書は10月ということで予定をしています。

作成方針として、原点に戻りまして、今回は事務局主導で進めましたけれども、来年度は現場目線での素朴な意見書にしたらかどうかということで、ただ、出すからには、既存施策との整合は十分確認をとり、必要な意見を提出するというところで、農業振興委員会で進め方について、また協議をしてまいります。

(3) 農業委員会だより等の発行でございます。

こちらについては、例年どおりの内容で予定をしております、編集方針等は情報・研修委員会で進めてまいります。

(4) 国内視察研修の実施ということで例年どおりでございますが、11月中旬、1泊2日で、また詳細は情報・研修委員会での協議を予定しております。

102ページに移りまして、新規2つということで、(5) 定例総会における“移動農業委員会”の開催ということでございます。

過去何年か前には、外へ飛び出して農業委員会をやったというようなことも聞いておりますけれども、ここ数年、そういうことはやっておりませんでした。農林部には西部農林課というセクションがございます。たまには外へ飛び出してということで、年に1回はほかの場所であることを考えております。

31年度は西部農林課管内でやったらどうかということで、今のところ庁

用バスも確保しておりますが、奈川支所管内を、奈川地域づくりセンター管内を念頭に置いております。1日行程で、午前中は現場の視察とか地域の特色などの説明を受けて、お昼を挟みまして、午後は総会と、こんなことを考えているところでございます。8月の定例総会を予定しております。

(6) 各ブロックの活動ということで、それぞれのブロックで話し合っていたいただいた状況、まだ粗い計画だとは思いますが、それぞれのブロックではた新年度に向かって検討をしていただければと思います。

北東部ブロックでは、遊休農地を活用したソバ栽培、委員親睦を兼ねたそば会等の開催ということをお聞きしておりますし、南部ブロックは、ブロック管内巡回研修（各地区が抱えている問題について話し合う）ということでございます。

河西部ブロックは、農地の集積や維持管理の最適化に向けた、これは担い手に呼びかけて、あとJAにも呼びかけて、河西部ブロックの4地区で集まって、意見交換をしたらどうか、こんなようなことを計画しております。

西部ブロックにおきましては、もう既に進んで、先行しております。この2月17日、9時から午後3時まで、松本駅の東口広場にて地元農畜産物のPR活動をやるというふうなことを計画しております。

このようなことで、ブロックの自主活動として進んでいることをご報告申し上げます。

31年度行事予定の参考としまして、別添1、別添2をごらんください。103、104ページでございます。

103ページについては、まだ計画途上の内容でございますが、6月5日は農業者年金協議会の総代会、講演会を予定しております。また、どのような話を聞いたらいいかというようなこともありますので、情報・研修委員会のほうでも相談をいただいているところでございます。

8月7日は、先ほど農業活性化シンポジウム、8月初旬という話をしましたけれども、会場予約の関係で、Mウイング文化センターを8月7日を押さえております。これ、早目に確保しないと会場とれないということで、8月7日でもう押さえてあるということでございます。

8月の移動農業委員会、それから11月11日、第4回長野県農業委員大会、東信、中信、南信、北信と、4年に1度巡回しておりますが、今回は上田市サントミュージゼということで、バスで移動して行きたいということでございます。

104ページは、定例総会の現在の開催計画案についてお示しをしております。4月から3月まで、1年間の予定をこのような形で今のところ計画中でございます。早目にお示しするというところで考えていましたので、ご確認願います。

推進委員の方にもぜひご出席いただきたい会議を年4回ほど予定しておりますし、懇親会や新年会などを組み込んでおります。

10月31日、市長懇談会ということで入れてありますが、まだ市長日程がまだ定まっておきませんので、10月31日の定例総会とセットで開催できるかどうかは、まだ未確定な部分でございます。

こんな状況で検討しております、何かご意見ありましたらお伺いして、さらに計画づくりに反映していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
本件につきましては、今、板花補佐の説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
次に、報告事項のウ、農用地利用最適化交付金の活用に向けた検討についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 　　それでは、105ページ以降でございます。
農地利用最適化交付金という、初めて聞く委員の方もおられるかと思えますけれども、このような交付金、こちらは要旨にもありますとおり、農業委員会法の改正によりまして農地利用の最適化業務が義務業務になったということの中で、国が平成28年度から予算化した交付金でございます。こちらの交付金の活用に向けて検討を開始していきたいということでございます。

2番、農地利用最適化交付金の概要でございます。

既存の我々農業委員会の交付金としては、農業委員会交付金というのが現在あります。農業委員会交付金は、全歳出の大体十四、五%、国から予算が配分されているという内容で、市のほうの持ち出しが80何%あるというところでございます。それとは別に新設された交付金で、100%国から交付され、次の2つから構成されている交付金でございます。

(1)が活動実績交付金、(2)が成果実績交付金ということで、最適化交付金全体の3割が活動実績交付金、残りの7割が成果主義に応じた実績交付金ということになります。

(1)の実績交付金については、計画した活動を計画どおり実施すれば交付されるというものでございまして、農業委員及び推進委員の1人当たりの全国平均は1月6,000円というものでございます。

成果実績交付金につきましては、活動の成果に応じて交付されるという性格のもので、指標は2つあって、①がその年の農業委員会の活動成果として担い手に集積された面積を基礎に評価するもの、それから指標②としまして、前年との比較による遊休農地の解消面積を基礎に評価するもの、こちらの2つの指標をもとに算出するというものでございまして、委員1人当たり、全国平均で1万4,000円という試算でございます。

実際には、指標①と指標②の達成度に応じて、ゼロから4万円程度の範囲で変動してくるということでございます。

交付金の活用条件としましては、先ほどご協議いただいた指針をまず定めること、これが1つ目。2点目としては、委員報酬、委員へ支給できる体制を整備、つまり上乗せ支給を可能とする条例、上乗せ条例と言いますけれども、こちらを整備すること、この2つでございます。

それから、交付金の委員への配分方法ということでございますが、それぞれ農業委員及び推進委員の各人の活動及び成果の実績に応じて報酬を配分するよう努めるとされております。つまり、活動量の多い委員と少ない委員で若干の差をつけるのが好ましいんだと国では言っております。

106ページのこれまでの経過でございます。

平成29年6月から8月までに2回、農業委員会に設置した新体制検討委員会の中で協議した経過がございます。その際の集約では、活用に向けては課題が多いため、新体制に移行してから、他市の動向や制度改正の状況を踏まえて、改めて検討したらどうかということございました。

課題としましては、どうやって実績をカウントするのかというようなことですね。証拠書類の整備とか、あとJAと農業委員会の関係ですね。活動実績を、農業委員会としての活動実績をどうやって拾うのかというようなところ、また、交付金の委員への配分方法などが課題でございます。

4番目、その後の状況としまして、それぞれ県内の上乗せ条例の整備状況をまとめたものでございます。

長野市とか上田市さん、諏訪市さんはまだ未整備でございます。松塩筑安曇管内では、塩尻市さんが未整備ですが、それ以外の市村は上乗せ条例をつくっているところでございます。

5番目、今後の進め方ですが、交付金の活用を前提にまず考えていきたいと。それで、協議の場は、役員会で活用方法の詳細について検討していきたいということでございます。これから3回程度役員会の中で協議して、方向性を定めて、最終的に総会に諮って決定していきたいという流れを考えてございます。

9月には報酬条例の改正案を市議会へ提出して、は具体的な条例名でいくと、松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例というものがございます。こちらで上乗せ支給できるような形に改正をしていきたいと。議会で認められないと、交付金の活用はできないということがございます。

予算化も必要ですので、実際の制度運用開始は32年4月以降かなというふうに考えております。

参考資料としては、3点つけてございます。

107ページについては、キャラバンの実施についてということで、昨年10月23日に国の指導によりまして県と農業会議が動いたということで、松本市にもキャラバン隊が来まして、交付金の活用に対して強い働きかけがあったところでございます。

その際に、108ページの資料が県提供資料として添付されておりました。

また、109ページについては、最適化交付金の活用による報酬アップの

イメージということで、国が作成した資料を添付してございます。

この最適化交付金は、100%国から交付される交付金で、市の持ち出しの部分はないというものでございますが、活動成果に応じて交付金が上下するというようなことで、もらえる委員、もらえない委員、もらえる年、もらえない年というふうなところの変動が予想されるところでございまして、どのような形にするのが一番いいのかというのは、また役員会でしっかりと議論していくことといたします。

以上、報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 106ページの長野市でございまして、未整備と、こんなふうになっているところなんです。内容を聞いてみますと、計画のところは9月、市議会へ報酬条例の改正案を提出と、こんな文があるわけですが、どうも長野市の場合は、これをつくったんだけど、なかなか議員の皆様のご理解が得られないというようなことで、これ、滞っているというような話を聞きます。

そういうことの中で、やはり市会の議員さんとのやはり意思疎通というか、そういうものも大事だなと、お願いはしているようではありますが、その後話は聞きませんが、昨年暮れの段階では、そんなことでございました。

質問ありますか。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件はただいまの説明のとおりでありますので、承知おきをいただきたいと思っております。
次に、報告事項エ、平成30年度農業活性化推進研修会の開催についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
小西補佐。

小西局長補佐 それでは、資料の110ページ、平成30年度農業活性化推進研修会の開催についてでございます。

1の要旨ですけれども、1月の議案と一緒に皆様のところへ通知いたしました松塩筑安曇農業委員会協議会主催による平成30年度農業活性化推進研修会の開催について報告し、委員の参加についてお願いをいたします。

2、日時ですが、平成31年2月25日月曜日、午後1時半から4時半。

3、会場ですが、松本文化会館、キッセイ文化ホールの中ホールとなっております。

おります。

4、内容ですが、111ページに要領がついておりますので、またお読みいただきたいんですが、研修会の中で、島内、中山、今井より推薦いただきました3団体と3期以上お務めいただき、8月に退任されました6名の農業委員さんの方たちの表彰式も行われます。

5の参加報告ですが、基本的に全員の委員の皆様にご参加をお願いいたします。万が一欠席される委員の方は、2月22日までに事務局へご連絡ください。

6、参加方法ですが、各自で会場へお越してください。駐車場の確保はございます。当日の受付に事務局員おりますので、何かございましたらお声がけください。

7のその他ですが、出席された委員さんにつきましては、活動記録簿に活動の記録を書き添えていただくとともに、自宅からキッセイ文化ホールまでの運行距離のご記入をお願いいたします。こちらのほうでは把握できておりませんので、ぜひご記入いただき、費用弁償をお支払いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長

平成30年度の農業活性化推進研修会の開催について、今、説明があったわけでありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、地元松塩筑安曇農業委員会協議会主催の事業になりますので、ぜひ農業委員、推進委員の皆さんは、全員の参加をよろしくお願いをいたします。

次に、報告事項オ、松本地域営農リーダー育成塾（松本新興塾）第11期についてを議題といたします。

担当しておる農政課の説明をお願いいたします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

資料のほうは112ページをごらんください。

着座にて説明させていただきます。

松本地域営農リーダー育成塾、松本新興塾とも言いますが、第11期についてです。

松本新興塾とは、こちらの農政課が事務局となりまして、目的にもありませんとおおり、将来、地域づくりのリーダーとして活躍する農業者の育成を目的として、松本市、安曇野市、山形村の若手農業者で構成されております。これまで10期が卒塾しておりまして、先日、1月16日に第11期の開塾式を行いまして、第11期生がスタートしました。

2の期間としまして、第11期生は平成31年の1月から平成33年の3月までとなっております。

活動内容は、農業を取り巻く諸問題について学習活動を行うとともに、塾生相互の交流を深め、地域づくりのリーダーに必要な見識と国際感覚を養うということで、具体的に1年目、2年目、3年目に何をするかは、資料をごらんいただければと思いますが、具体的にどのような活動をするかといことは、塾生が主体となって今後決めていきます。

また、4の研修場所としましては、松本市内の集会施設で勉強会を行ったり、市内の圃場を見学したりという、これまではそういう活動を行ってまいりました。

そして、今回、塾生の第11期生ですが、13名という人数でスタートしております。

また、費用負担としましては、塾生それぞれから年1万円の合計3万円を徴収しまして、また塾の活動に十分な活動ができるほどの事業費は予算として確保してありますので、それらを市村、JAで10分の7、10分の3と按分して負担しております。また、塾生の居住している市村でもさらに案分して、それぞれ負担金として事業費を確保しております。

そして、7の事業主体ですが、松本地域営農リーダー育成塾実行委員会というものが主体となっております。実行委員会の会長を小林農業委員会長に、また監事を古沢会長代理に務めていただいております。構成団体としましては、松本市、安曇野市、山形村、またJAやその他団体、大学、新興塾卒塾生、OBの皆さんなどで構成されております。

そして、これまでの経過ですが、平成5年に新興塾の第1期生がスタートしまして、これまで第10期までの182名が卒塾しております。

続いて、11期生の名簿は次のページに掲載してありますので、また参考までにごらんいただければと思います。

今後、さまざまな塾の活動をしていく中で、またそれぞれの農業経営の中で、農業委員の皆さんにはお世話になることがあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。ありがとうございました。

続いて、報告事項のカ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、114ページをごらんください。

まず、昨年12月27日以降の会務報告となります。

これ、ごらんいただければ結構ですけれども、いろいろなイベント等ございました。

多くの委員に関係する部分では、1月18日に情報・研修委員会がありました。

また、1月28日、先ほどご案内のとおり、意見書を市長に提出したということで、2月20日が市の考え方の文書回答期限、そして3月27日が懇談会と続きますので、よろしくお願ひします。

115ページに進みまして、当面の予定ということでございます。

この中で、2月6日ですね、議案資料に同封して、1月24日付で発送しておりますが、遊休農地活用シンポジウムというものが長野市のホクト文化ホールのほうで開催されます。本日までに出席の参加報告書を、参加の場合、不参加の場合あわせて全員の方に出していただくようにご案内をしておりますので、意思表示をお願いしたいと思います。

バスにつきましては、28人乗りを確保しておりますが、ご案内の通知に日程を記載しておりますけれども、10時10分までに松本城の西側の臨時駐車場、税務署の北側になりますけれども、そこにお集まりいただいて、バスに乗り込んでいただいて、高速を走って、インターをおりて、お昼を食べて、ホクト文化ホールでシンポジウムに出席し、また夕方、松本まで戻ってくると、こういう内容でのご案内をしておりますので、参加報告書を出していただきますようお願いしたいと思います。

それから、2月8日、農業振興委員会、また情報・研修委員会、同じ日ですが、13時半と15時半からそれぞれ計画しておりますので、またご出席のほうをよろしくお願ひいたします。

2月21日は農地転用現地調査ということで、今回の担当委員は塩原委員と田中悦郎委員になっておりますので、日程のほうをごらんいただいて、また何かありましたら、事務局のほうにお願いします。

2月25日は、先ほどの農業活性化推進研修会でございますし、2月28日が2月定例総会、こちら会場注意でございます。Mウイング文化センターということで、これ、2月は毎年、議会の開催中ということで、議員協議会室使えませんし、ここの会場も確定申告といいますか、申告会場になってしまいますので、毎回外でやっておりますので、よろしくお願ひいたします。

3月27日は、3月の定例総会と意見書懇談会という形になっておりますので、ご確認をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです、

今、補佐の説明がありました。2月6日の遊休農地活用シンポジウムには、本当に都合のつく委員の皆様はできるだけの参加をお願いいたします。以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

はじめに、松本農業改良普及センターからの情報提供をお願いいたします。板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

普及センターの小川課長補佐、本日別の会議が入っておりまして、出席できないということで伺っております。私のほうからかわりに報告をいたします。

本日配付させていただきました普及センターの資料をごらんいただきたいと思っております。

3点あります。まず、最初のページですけれども、普及センターの活動成果交換会の開催のお知らせということでございます。

農業者、関係機関の皆様も参加できますので、ぜひご参加くださいと書かれています。

2月12日、長野県総合教育センター、塩尻市の山麓線のところの教育センターで行われます。

この中で、松本普及センターのほうでは、「ブランド産地におけるすいか生産者の営農意向と生産上の課題の把握」というようなことで発表予定だということでございます。

1枚おめくりいただいて、こちら、課題名「ブランド産地におけるすいか」云々というタイトルがございます。これが発表予定の内容だそうです。

さらに1枚めくっていただくと、この取りまとめのもととなったスイカ生産者への経営概況調査票というものがあります。主には波田で実施、山形や和田も含めて、主に波田でやったということでございますけれども、このような調査の取りまとめ結果を普及センターが発表するということでございますので、関係する委員の方はぜひご出席して聞いていただければと思います。

それから、9ページでございます。

「儲かる農業を実現する」農業ICTセミナーのご案内ということで、こちら、先ほどの遊休農地シンポジウム、長野市開催が2月6日でしたけれども、ちょうど同じときで重なってしまうわけでございますが、こういうセミナーが開かれるということで、興味のある委員の方は、ご参加するのも一案だと思います。ご検討ください。

真ん中よりちょっと下のほう、申し込み締め切り、1月30日となっておりますが、まだ間に合うということで、ここ1～2日のうちに、10ページに申し込みの用紙がありますので、申し込んでいただければということ

でございます。

それから、最後のページです。

信州農業トップランナー研修会ということで、これ、前回の定例総会でもご案内をした内容でございます。第1回、第2回、第3回とありまして、もう2回は終わっていて、今度2月13日、一番下のほうですけども、第3回というものがあるそうです。

こちらの会場は、松本市のホテル、モンターニュ松本で行われるということで、ZESPRIというブランド、ご存じかと思うんですが、スーパーへ行くとキウイフルーツ、ニュージーランドのZRSPRIブランドのゴールドデンキウイとか、緑のキウイフルーツとかありますけれども、そんなようなブランドで日本へ入ってきているわけですが、その仕掛け人である、その関連の方が講師になるということで、「ZESPRIの世界戦略に学ぶ」という内容だそうでございます。

興味のある委員は、申込書、最終ページにありますので、研修会の前々日までが申し込み期限というようになっておりますので、申し込んでみられたらどうかということでございます。

以上、普及センターからの報告は以上でございます。

議 長

続きまして、事務局からの連絡事項をお願いいたします。
小西補佐。

小西局長補佐

すみません、では私のほうから3つほどお願いします。

1つですけども、農業者年金の加入推進についてです。

10月の定例総会の際に、2月までを農業者年金の加入推進強化期間ということでお願いしてあります。ここ最近では農協さんのほうからとか、窓口の方にちらほらとご相談にお見えになる方がいらっしゃいますけれども、もし農業委員さんのほうで推進の活動をしていただいた方がおりましたら、お配りしてある活動実績簿に記入していただいて、こちらのほうに出してください。

また、その中で、もし加入された方がいましたら、また別の用紙、実際入った方の報告用紙もありますので、こちらに提出していただいて、それに応じた報酬をお支払いしたいと思います。

締め切りが2月の定例総会の日となっておりますので、活動していただいた委員さんはぜひ実績書を出していただきたいと思います。

もう一つですが、議案と一緒に「世界でここでしか出せない唯一の料理を！～松本の食の可能性～」というチラシを入れさせていただきました。こちらですけども、雑誌「自由人」を創刊され、新潟へ古民家を再生して、自身も温泉宿で、そこでとれた野菜、伝統野菜とかお米をもてなしている、地産地消の貴重な活動をされている方で、とても有名な方だそうです。なかなかお話を聞く機会がないということですので、ぜひ2月19日火曜日、Mウイングでなっておりますので、時間をぜひつくっていただいて、足を運んでいただきたいかなと思います。

あと、毎月のお願いですが、きょうは推進委員さんが大分お見えになって
いただいているんですが、もし地区のほうで欠席の推進委員さんおられる
場合は、農業委員さんが資料をお持ちいただいて、会議の内容等もおつな
ぎいただくようお願いいたします。

また、事前に配付してあります農地関係の議案説明書、申請書等、もう不
要になったものは、こちらのほうでお預かりしますので、机の上に置いて
お返りください。

以上です。

議 長 その他でございますが、全体を通しまして委員の皆様の方で何かありまし
たら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
以上で本日の案件全て終了いたしました。円滑な議事の進行にご協力いた
だきましたことを感謝をいたします。
以上をもちまして議長を退任させていただきます。
ご協力ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 16番 _____

議事録署名人 17番 _____